

表現・集団・国家：カール・シュミットの映画検 閲論をめぐる一考察

著者	阿部 和文
学位授与年月日	2013-09-24
URL	http://doi.org/10.15083/00006288

論文要旨

表現・集団・国家

- カール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 -

阿部和文

1.

本稿の主題は、ヴァイマル期（以下、WRV 期）のドイツに於いてカール・シュミットが展開した映画検閲論、より正確には映画検閲の存在を肯定又は要請する議論、に関して、その背後に存する正当化の論理を、彼自身の著作及び同時代の他の主体の諸言説を通して解明することにある。

2.

ヴァイマル憲法は第 118 条第 2 項第 1 文で検閲禁止を規定しながら、法律による映画検閲の導入を承認していた。これに基づき 1920 年に映画法が制定され、映画検閲、即ち映画フィルムの内容審査とそれに基づく上映許可の制度が運用され続けた。

シュミットは映画検閲に関して、1928 年の『憲法論』及び 1933 年の「ドイツに於ける全体国家の発展」「現代国家の権力状況」で、映画検閲の制度を肯定する態度を示しているが、これらに於ける論述を前者（テキスト A）と後二者（テキスト B）に区分して分析することが、本稿の課題である。該区分の理由は、双方の理由付けにつき、前者が市民的法治国や自由主義の観念との関連性を強調するのに対して、後者が国家そのものの存立という次元で映画検閲を必須とする点で、差異が存する為である。

3.

第二帝政期・WRV 期のライヒ議会・学説を概観すると、映画検閲を行うこと自体にはごく一部の党派を除いて合意が成立しており、寧ろ問題となるのはその論拠である。

ライヒ議会では、映画が浸透する 1910 年代前半から特に低俗作品への対応をめぐる議論が為され、その一環として検閲が承認されていた。尤も、単に低俗作品の規制・撲滅という観点のみならず、良質で教育的価値の高い作品を創出する為の積極的な施策（助成金の交付、公営化等）も提案されていた。

1918 年の革命と共に映画検閲は一度廃止されるが、低俗作品の氾濫や自主規制の不備によって映画検閲の再導入は既に憲法制定の段階で支配的な見解となっていた。1920 年映画法の成立後、映画に対する法的措置は検閲が主となるが、同法の不備や改正をめぐる議論も含め、良質な娯楽・教育作品を創出・促進する為の施策を求める意見は、1930 年代まで

主張され続ける。

これに対して、映画の政治的影響力が認識されるのは 1920 年代半ば以降であり、具体的には『戦艦ポチョムキン』の含有する共産主義革命の描写の評価が議論の対象となる。該問題は時間の経過と共に前景化し、反戦主義的性格を有する『西部戦線異状なし』の上映の可否や、共産党・ナチス・鉄兜団による宣伝映画が浸透すると、政治的含意が明確な映画の影響力、及び上映に伴う群衆が警戒感と共に議論される。該問題は、限定された人的範囲で上映につき許可を義務化するか否かという法改正論議や、上映不許可の要件を付加する大統領命令に反映される。併し、斯様な議論と並行して、なお良質な作品を創出する施策も論じられ続けた。

映画検閲じたいに対する反対意見は、WRV 後期になって共産党やナチスから廃止や緩和が主張されただけで、他の党派・勢力は一貫して検閲を支持し続けた。

学説の側も、映画検閲それ自体を批判するものは存在しなかった。正当化の論拠としては、映画が他の媒体に比して（特に青少年に）有する影響力・示唆力に求めるものが多かったが、統一的な検閲の導入が事後の処罰に比して映画産業の経済的損失を抑止し得るといふ論拠も提示された。

4.

シュミットはテキスト A に於いて、映画が WRV 第 118 条の意見表明に該当せず、然も該基本権の背後に存する市民的法治国・討論の理念に違背し、該理念の後退をも象徴する旨主張する。

先ず、映画（当時は無声映画）の演技は意見＝根本的な種類の態度表明に該当しない。

次に、意見表明の自由は WRV 第二編の「基本権」規定の中で「真正の基本権」としての位置を有するが、その行使が「他者との結合」を孕むことから、人身の自由・財産権等「孤立せる個人の基本権」とは異なる。即ち該権利の行使が「社会的なもの」を超えた場合、即ち「政治的なもの」＝諸個人・集団間での実力による衝突（の可能性）を孕むに至った場合には、基本権の行使としての性格を喪う。

更に、基本権を要素とする市民的法治国は「討論」の理念を基軸としている。討論は、諸力の自由な競争を通して時々の相対的な真理が生じる、という思考を核心としており、統治機構に於ける反映が議会制（特に本会議での公開の討論）であり、その外部ではプレスや意見表明の自由が対応する。併し現実には討論は衰退の只中にあり、議会では本会議での独立した議員による討論が後退し、固定的な政党が、然も非公開の場で行う妥協が主となり、議会外でも説得ではなく宣伝による諸個人の動員が台頭していた。

以上に鑑みれば、市民的法治国の秩序にとって、映画という媒体は WRV 第 118 条に該当しないという意味でも、諸個人の結合を促し苛烈な対立を生じさせる危険を有するといふ意味でも、諸個人による自由な「討論」という前提に違背するといふ意味でも、プレス等従来の手段と同等の保護を享ける資格を有さず、国家の介入を要請するものであった。

然も、市民的法治国とは別個の国家の構成要素たる民主制にとっても、その基盤となる公論が映画によって縦横に操縦される危険を有し、ひいては国民が自ら「政治的」決定を行うための「同質性」をも害する可能性を有していることに鑑みれば、この点でも国家は自らの存立の為に映画に対する介入を行うべきものとされた。

5.

テキスト B では、国家がその存立を必要な限度で維持しようとするならば、映画の如き新規の「公論形成」「大衆感化」の手段を統制・独占が必須である旨主張される。

『憲法論』以降のシュミットの言説は、国内情勢の不安定化に対応して、国家の意思形成が機能不全に陥っている現状の分析に、本来具有すべき最低限の機能を備えた国家像を対置させ、批判していくという形で展開される（量的全体国家／質的全体国家）。

前者に関しては、WRV 後期のドイツは諸政党による時々の不安定な連合によって意思形成や政府の存立が維持されている状況であり、然も政党は更に相互に非妥協的で、夫々が固有の世界観と多様な下部組織（準軍事組織を含む）を有し、選挙では有権者に根本的に異なる政策・思想の間で選択を強い、日常生活のレベルでも諸個人を動員していた。更に議会では議席数とその影響力を利用して自身に有利な政治的決定を導くことに専念し、自身の基盤であるはずの憲法は権力の獲得・行使の道具と化していた。斯様な病理現象はライヒ議会だけでなくラント行政、連邦参議院、ゲマインデの自治等にも及び、憲法の想定する統治機構は本来とは異質の既刊となる。そして諸政党の対立は益々昂進し、ひいては公然たる実力衝突すら頻発するに至る。

シュミットによれば、国家は本来、規範が妥当する為の「状況」を創出することにその最重要の役割が在り、かつその任務は他の社会集団によっては実現し得ない。この役割を果たす為には、諸々の社会集団の台頭や相互対立が実力による衝突・内戦に至ることを阻止し、闘争すべき相手を独占的に決定することが不可欠である。議会が機能不全に陥る中、憲法解釈論としては状況の悪化を阻止すべき主体として大統領が指名されるが、一方で様々な発達した技術を自身の中に収めることも必須の課題とされ、映画の検閲・放送の独占もこれに含まれる。

当時、プレスと映画の法状況は検閲の可否に関してなお対照的だったが、現実には前者も緊急命令による高度の制約を被っており、また現実にも煽動的な印刷物が横行し、意見表明の自由をめぐる状況全体が変質していた。問題は最早「討論」の成否ではなく、昂進する諸勢力の宣伝の抑止であった。又そもそも技術じたいが自然に平和をもたらす訳ではなく、寧ろ国家が独占しなければ社会諸勢力の放縦な利用をもたらすだけである。

技術、就中「公論形成」の手段を国家が独占すべき理由は、以上に加えて民主制の原理にも求められる。民主制が同質的な国民の形成する公論に基盤を有する以上、その同質性を害する事態を国家は放置してはならない。現実にも、国内諸勢力の衝突の昂進によって国内での政治的な＝実力による対立が生じていただけでなく、衝突する諸勢力（特にナチ

スと共産党)が勢力拡大の為に映画を含む宣伝手段を放縦に利用していたから、「同質性」を減退させ国内の分裂を昂進させかねない映画を放置することは、(民主制)国家の存立にとっても許されない。

以上のように、テキスト B の段階で映画検閲は、国民間の分裂・対立が深刻化し、然も国家の機構が対処し得ないどころかその昂進に寄与する状況にあって、なお国家が秩序を維持・回復する為に必須の措置として位置づけられていた。

6.

以上の検討から判明するのは、シュミットの公法学に於いて、映画は市民的法治国という枠組にとっても国家そのものの維持にとっても、それを侵食する危険性を孕む媒体だったという判断であり、他の媒体と異なり検閲を容認・要請せざるを得なかった理由はこの点に求められる。両段階の議論は、彼の公法学の枠組が一貫して中間団体の形成・台頭に警戒的だったという観点から纏めることも可能であるが、一方では独立した諸個人間の理性的な議論を阻害し、他方では諸個人への集団へと堅固に組織し、政治社会を分裂させていく、という問題関心の差異にも注意を払う必要が存する。

映画の影響力、就中政治的なそれに関しては他の言説も無自覚ではなかった。併しシュミットの言説は、更に、固有の公法学の学知の連関が背後に存在していたのであり、いわば同時代の映画論・映画検閲論が抱懐していた問題関心を、法学的に彫琢した一つの結果であると評価し得る。